



発行  
東京都

目次

46

公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表…  
 ……（東京都監査委員）…一

○包括外部監査の結果に基づき知事が講じた措置の  
 公表……（同）…四七

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規  
 定により、平成22年行政監査（債権管理について）、平成  
 23年財政援助団体等監査、平成23年度公営企業各会計決算  
 審査、平成24年定例監査、平成24年財政援助団体等監査、  
 平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）、  
 平成24年度各会計歳入歳出決算審査、平成25年定例監査、  
 平成25年工事監査、平成25年財政援助団体等監査及び平成  
 25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後におけ  
 る組織体制の機能維持について～）の結果に基づき講じた  
 措置について、東京都知事等関係機関から通知があったの  
 で公表する。

平成26年 7月22日

東京都監査委員 高橋かずみ  
 東京都監査委員 野上純子  
 東京都監査委員 友川宗治  
 東京都監査委員 筆谷勇  
 東京都監査委員 金子庸子

第1 措置の概要

監査委員は、地方自治法第199条第12項に基づき、指摘事項、意見・要望事項について、年に2回、知事等執行機関が議じた措置の通知（以下「措置通知」という。）を受けている。

今回は、表1のとおり、138件の措置通知を受け、対象となる監査において指摘等をした595件のうち、554件（93.1%）が改善済みとなった。

なお、今回措置通知の監査種別ごとの内訳は表2のとおりであり、また、監査種別ごとの改善措置の内容は、おおむね表3のとおりである。

(表1) 措置状況

| 措置対象<br>A | 改善済み      |           |            | 改善中<br>A-D |
|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|           | 前回まで<br>B | 今回通知<br>C | 計<br>D=B+C |            |
| 595       | 416       | 138       | 554        | 41         |

(単位：件)

(表2) 今回措置通知の監査種別ごとの内訳

| 監査種別        | 件数    |       | 小計  |
|-------------|-------|-------|-----|
|             | 平成24年 | 平成25年 |     |
| 定例監査        | 12    | 19    | 31  |
| 行政監査        | 2     | 2     | 4   |
| 工事監査        | 25    | 9     | 34  |
| 財政援助団体等監査   | 8     | 4     | 12  |
| 各会計歳入歳出決算審査 | 53    | 3     | 56  |
| 公営企業各会計決算審査 | 1     | 1     | 2   |
| 合計          | 138   | 44    | 182 |

(表3) 措置内容別件数

| 項目                        | 件数  | 措置内容の例  |
|---------------------------|-----|---|
| 1 定例監査・行政監査               |     |   |
| (1) 収入管理・滞納整理             | 7   | ○水道料金等の徴収に用いるメータを計量法上適正なメータに交換したもの                            |
| (2) 業務委託                  | 10  | ○広報東京都の視覚障害者向け配布媒体を見直したものの企画提案方式による契約を、提案内容に沿って行うよう周知徹底を図ったもの |
| (3) 契約事務                  | 11  | ○震災発生を想定した実践的な訓練を実施したもの                                       |
| (4) 災害対策                  | 9   | ○未利用地を区へ引き渡して有効利用を図ったもの                                       |
| (5) その他                   | 7   |   |
| 小計                        | 44  |   |
| 2 工事監査                    |     |   |
| (1) 設計・概算                 | 9   | ○積算誤り防止のため、再発防止策を講じ、周知を図ったもの                                  |
| (2) 施工                    | 14  | ○車両総重量が道路法の制限を超える場合に通行許可を取得するよう受注者へ指導・監督したもの                  |
| (3) その他                   | 2   | ○監督員の任命・通知と防災保険加入確認書の受理を行うよう周知徹底を図ったもの                        |
| 小計                        | 25  |   |
| 3 財政援助団体等監査               |     |   |
| (1) 補助金額の算定               | 35  | ○過大交付となっていた補助金の返還を受けたもの                                       |
| (2) 会計処理の誤り               | 6   | ○固定資産の償却期間を見直し、過年度修正を行ったもの                                    |
| (3) 業務委託                  | 13  | ○多摩お客さまセンターの英語等対応オペレータを常配置するよう改善したもの                          |
| (4) 安全性の確保                | 2   | ○都立文化施設における避難経路上の障害物を撤去し、避難経路を確保したもの                          |
| (5) その他                   | 9   | ○医薬外未収金の回収努力や会計処理を行ったもの                                       |
| 小計                        | 65  |   |
| 4 各会計歳入歳出決算審査・公営企業各会計決算審査 |     |   |
| (1) 財産の登載等                | 4   | ○財産に関する調書への登載誤りを修正したもの  |
| 小計                        | 4   |   |
| 合計                        | 138 |   |

1 定例監査・行政監査

(1) 収入管理・滞納整理

○ 水道料金等の徴収に用いるメータを計量法上適正なメータに交換したもの

平成25年定例監査 N.o. 41 (注)

**指摘の概要**

中央卸売市場の北足立市場は、市場内の仲卸業者等が使用した水道水及び電気の使用料金を徴収するため、水道メータ及び電力量計を設置し計量に使用している。メータ等については計量法により有効期間が定められており、有効期間を超えて使用することはできないにもかかわらず、水道メータ112件のうち65件、電力量計625件のうち35件について、有効期間を超えて使用していた。

**措置の概要**

北足立市場は、メータ取替工事を実施し、有効でないメータを全て交換した。

(2) 業務委託

○ 広報東京都の視覚障害者向け配布媒体を見直したもの

平成24年定例監査 N.o. 23

**意見・要望の概要**

生活文化局の広報広聴部は、視覚障害者向けの広報東京都の音声版を、カセットテープで作成し、購読を希望する視覚障害者に配布している。

しかし、

① カセットテープは、近年のデジタル録音機器の普及により、国内の主要メーカーもテープや録音再生機器の製造を中止しており、配布媒体としての存在は縮小しつつあること

② 視覚障害者や印刷された図書などを読むのが困難な人のために開発された電子図書の国際標準規格としてデザインー図書が普及し、その機能はカセットテープと比較して優れていること  
などから、配布媒体をより効率的・効果的なものとするよう見直しを求めた。

**措置の概要**

広報広聴部は、視覚障害者に向けた配布媒体を、より効率的・効果的なものとするよう見直しを図り、平成26年度からデザインー図書の配布を開始した。

(注) 「第1 措置の概要」において示している「N.o.」は、後掲「第3 通知の内容」における「番号」と対応している。

(3) 契約事務

○ 企画提案方式による契約を、提案内容に沿って行うよう周知徹底を図ったもの

平成25年定期監査 No. 33

指摘の概要

青少年・治安対策本部の総合対策部では、18歳以上の若者を対象とした東京都若者総合相談「若ナビ」事業を実施しており、この事業の認知度を高めるため、企画提案方式により、約989万円で広報業務委託契約を締結した。

企画提案方式は、提案内容とそれに応じた金額によって最も効果的な契約の相手方を選定するものであるから、本来、提案内容等を変更することは想定されず、原則として、契約変更が認められない。

しかし、部は、広報内容を変更することの必要性並びに各事業の積算内容及び金額が適切であるかの具体的な判断をせず、正規の意思決定手続を行わないまま、契約に定められている内容とは異なる業務を履行させた。そこで、企画提案方式による契約事務を適正に行うよう求めた。

措置の概要

総合対策部は、庶務担当係長会議を開催し、企画提案方式については、採用した企画内容に沿った進捗管理を行うこと、履行完了時の確認を確実に行うことなど、事務を適正に処理するよう周知徹底を図った。

(4) 災害対策

○ 震災発生を想定した実践的な訓練を実施したもの

平成25年行政監査 No. 133

指摘の概要

港湾局の港南庁舎内にある東京港建設事務所及び東京港管理事務所は、参集訓練を平成21年に合同で実施して以降、約4年間実施していなかった。

また、平成21年に実施した参集訓練では、職員の参集状況等の確認にとどまり、参集後に行う応急対策業務に必要な初動態勢の立ち上げについては行っていなかった。そこで、震災発生を想定した参集訓練を定期的に実施するよう求めた。

措置の概要

東京港管理事務所及び東京港建設事務所は、徒歩参集訓練及び初動態勢立ち上げ訓練を実施した。

訓練内容は、①情報伝達訓練、②徒歩参集訓練、③地震対策訓練（現地対策本部の立ち上げ、施設巡回）等の実践的な訓練を実施した。

(5) その他

○ 未利用地を区へ引き渡して有効利用を図ったもの

平成24年行政監査 No. 29

指摘の概要

建設局が所管する旧元縮川排水場敷地は、平成6年に区道の道路区域となったが、江東区に対して、当該敷地を区道として利用するかなどの意向を確認しておらず、長年にわたって未利用地となっていた。そこで、区の意向を確認した上で財務局への引継ぎに向けて調整するよう求めた。

措置の概要

江東区から区道整備を行うため、土地の譲与申請があった。建設局は、財務局と調整の上、区と土地譲与契約を結び、所有権移転登記が完了した。

2 工事監査

(1) 設計・積算

○ 積算誤り防止のため、再発防止策を講じ、周知を図ったもの

平成25年工事監査 No. 76

指摘の概要

教育庁は、空調設備改修工事に伴う電気設備工事を行う際に、標準単価等に適用できるものがないと判断したため、見積りを参考に単価を設定した。しかしながら、改修内容の材料費は建設資材定期刊行物に、工費は標準単価に設定されており、見積りを参考に価格を設定することは適正ではない。このため、積算額約102万円が過大なものとなっている。そこで、積算を適正に行うよう求めた。

措置の概要

教育庁は、局内工事部署の技術職員を対象に「営繕技術連絡会議」を開催し、指摘内容を周知するとともに、工事等の事務処理マニュアルを活用した研修を行い、再発防止の徹底を図った。

工事を実施した都立学校教育部署営繕課は、再発防止のため、工事起工前に積算内容について工種別積算チェックリストを活用した相互チェックを実施するよう周知した。

(2) 施工

○ 車両総重量が道路法の制限を超える場合に通行許可を取得するよう受注者へ指導・監督したもの

平成25年工事監査 No. 60

指摘の概要

建設局の善福寺川整備工事(その4)におけるスクラップ売却に伴う搬出状況について見ると、一部の搬出車両総重量が一般制限値(総重量20t、ただし、高速自動車国道・指定道路については最大25tなど)を超過しているが、道路法第47条の2及び東京都土木工事標準仕様書に規定された必要となる通行許可を取得していなかった。

そこで、受注者を適切に指導、監督するよう求めた。

措置の概要

建設局は、技術担当課長会で、監査結果を報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。

工事を実施した第三建設事務所は、当該業者に対して改善を指導するとともに、施工中の全受注者に対して、車両総重量が20tを超過して指定道路等以外の道路を通行する場合には、特殊車両通行許可が必要な旨を、指示書にて周知した。

(3) その他

○ 監督員の任命・通知と労災保険加入確認書の受理を行うよう周知徹底を図ったもの

平成25年工事監査 No. 75

**指摘の概要**

下水道局の「清瀬水再生センター側溝蓋等修繕ほか1件」の工事では、工事を監理する監督員の任命が行われておらず、受注者への通知も行われていないことが認められた。

また、受注者が提出義務を負う労災保険加入確認書の受理が認められなかった。

工事を適切に監理する上で必要不可欠な監督員の任命と通知や、労働者災害補償保険法が守られているかを確認する労災保険加入確認書の受理がされていないことは、適正でない。

そこで、監督員の任命・通知と受注者の指導、監督を適正に行うよう求めた。

**措置の概要**

下水道局は、工事監査フォローアップ研修を行い、指摘内容と再発防止について、局全体への周知徹底を図った。

工事を実施した流域下水道本部技術部は、再発防止のため、事務連絡の文書にて関係職員に周知徹底した。

3 財政援助団体等監査

(1) 補助金額の算定

○ 過大交付となっていた補助金の返還を受けたもの

平成25年財政援助団体等監査 No. 81～102

**指摘の概要**

福祉保健局は、保育所を運営する社会福祉法人に対して、運営等に要する費用の一部を補助している。

このうち、19法人22施設に係る補助金について、法人が、在籍児童数やアールギー児対応の対象児童数などの算定を誤って補助金の申請を行ったことから、合計1,354万余円が過大に交付されていたため、補助金の返還を求めた。

**措置の概要**

福祉保健局は、過大に交付した補助金(1,354万余円)について、19法人から返還を受けた。

(2) 会計処理の誤り

○ 固定資産の償却期間を見直し、過年度修正を行ったもの

平成25年財政援助団体等監査 No. 124

**指摘の概要**

東京食肉市場株式会社は、平成24年7月、大動物整形場、渡り廊下、ラベル添付場所にそれぞれ冷房設備を設置したが、固定資産台帳明細表において「器具及び備品」と分類し、償却期間を6年と設定していた。

しかしながら、この冷房設備については、ダクトを配管して複数箇所へ送風しているものであり、「建物附属設備」として、冷凍機の出力の大きさに応じて15年又は13年と設定するべきものであった。

そこで、償却期間の設定を適正に行うよう求めた。

**措置の概要**

会社は、当該冷房設備について、「建物附属設備」として、その償却期間を15年又は13年と適正に設定した上で、過年度修正を行った。

あわせて、有形減価償却資産の法定耐用年数の設定について、適正に事務処理を行うよう、社内文書により担当部署へ周知徹底を図った。

(3) 業務委託

○ 多摩お客さまセンターの英語等対応オペレータを常に配置するよう改善したものの  
平成25年財政援助団体等監査 No. 126

**指摘の概要**

水道局は、多摩お客さまセンターの業務を株式会社PUCに委託しており、受付業務については、英語等による受付及び問合せに対応ができる者を、運用時間内は常に配置するものと仕様書で定めている。

しかしながら、英語等対応オペレータの配置状況について見たところ、配置ができていない時間帯が、年間を通して発生していた。

また、局は、この状況を会社から提出される人員計画及び運用報告書により確認していたが、会社に適切な配置を行うよう指示していなかった。  
そこで、英語等対応オペレータの配置を適切に行うよう求めた。

**措置の概要**

水道局は、英語等対応オペレータについて、仕様書を遵守して運用時間内に配置するよう、会社に文書で指示し、会社は、運用時間内の配置を行った。

水道局は、今後、会社から提出される人員計画及び運用報告書を確認し、適切な配置を行うよう指導していくこととした。

(4) 安全性の確保

○ 都立文化施設における避難経路上の障害物を撤去し、避難経路を確保したものの  
平成25年財政援助団体等監査 No. 79

**指摘の概要**

公益財団法人東京都歴史文化財団が指定管理業務を行っている東京文化会館において、消防法に基づき設定される避難経路について見たところ、避難経路上には大型のプランターが複数設置されており、非常時に多数の観客等が一斉に逃げ出す際には、避難の支障となる可能性が高いことが確認された。

また、生活文化局は、平成24年度に、都立文化施設指定管理者施設管理運営状況の委託調査において、「避難経路に物品あり」との指摘を受けていたにもかかわらず、財団に対して、避難経路の管理を徹底するよう指導していなかった。  
そこで、避難経路を適正に管理するよう求めた。

**措置の概要**

財団は、避難経路に置いていたプランターを全て撤去し、避難経路には物品を置かないよう全職員に周知した。

生活文化局は、毎年実施する都立文化施設指定管理者施設管理運営状況等の結果を踏まえて、財団に対して避難経路の管理を適正に行うよう指導していくこととした。

(5) その他

○ 医業外未収金の回収努力や会計処理を行ったもの

平成24年財政援助団体等監査 N.o. 26

指摘の概要

公益財団法人東京都保健医療公社が運営を行っている、大久保病院と豊島病院の医業外未収金について見たところ、次のとおり、債権管理が適切でない状況が確認されたため、債権管理を適切に行うよう求めた。

- ① 納期限後1年以上未納でありながら督促等を行っていない(22件)。
- ② 旧都立病院の口座に誤入金されていることを知りながら、病院経営本部に請求をしていない(5件)。
- ③ 支払謝礼金の控除所得税額について、誤支給判明後、返還請求していない(2件)。
- ④ 未収金の消込み、減額処理漏れにより未収金額が残存している(2件)。

措置の概要

- ① 督促・請求を行い、22件中16件を回収した。残りの6件は住所不明により回収不可となり、不納欠損処理を行った。
- ② 5件全てについて、入金が完了した。
- ③ 2件中1件は入金が完了し、残る1件は振替処理漏れであることが判明し、振替処理を行った。
- ④ 2件とも振替処理を行った。

4 各会計歳入歳出決算審査・公営企業各会計決算審査

(1) 財産の登載等

○ 財産に関する調査への登載誤りを修正したもの

平成24年度各会計歳入歳出決算審査 N.o. 30

財産に関する調査において、無体財産権(特許権)1件が、過大に登載されていたため、修正を行った。

第2 措置の進捗状況

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、進捗状況は表4のとおりである。  
今回、通知を受けた件数は138件(指摘:137件、意見・要望:1件)であり、残る41件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表4) 措置の進捗状況

(単位:件)

| 区分   | 監査実施期間                  | 結果内訳  |       | 措置対象<br>A | 措置済<br>B | 今回通知<br>C | 改善中<br>A-(B+C) |     |
|--|-------------------------|-------|-------|-----------|----------|-----------|----------------|-----|
|  |                         | 指摘    | 意見・要望 |           |          |           | A              | B+C |
| 平成22年度 行政監査<br>(債権管理について)                                  | 平成22.8.23<br>～平成23.1.13 | 指摘    | 21    | 19        | 2        | 0         | 0              | 0   |
|  |                         | 意見・要望 | 2     | 2         | 0        | 0         | 0              | 0   |
| 平成23年度 定例監査<br>(平成22年度執行分)                                 | 平成23.1.7<br>～平成24.1.26  | 指摘    | 77    | 76        | 1        | 1         | 0              | 0   |
|  |                         | 意見・要望 | 3     | 3         | 0        | 0         | 0              | 0   |
| 平成23年度 財政援助団体等監査   | 平成23.9.1<br>～平成24.1.26  | 指摘    | 80    | 79        | 1        | 1         | 0              | 0   |
|  |                         | 意見・要望 | 71    | 63        | 8        | 8         | 0              | 0   |
| 平成23年度 公営企業各会計決算審査   | 平成24.6.1<br>～平成24.9.6   | 指摘    | 4     | 3         | 1        | 0         | 0              | 0   |
|  |                         | 意見・要望 | 2     | 2         | 0        | 0         | 0              | 0   |
| 平成24年度 定例監査<br>(平成23年度執行分)                                 | 平成24.1.6<br>～平成24.9.6   | 指摘    | 127   | 106       | 21       | 10        | 1              | 1   |
|  |                         | 意見・要望 | 6     | 4         | 2        | 2         | 0              | 0   |
| 平成24年度 財政援助団体等監査   | 平成24.9.18<br>～平成25.1.31 | 指摘    | 133   | 110       | 23       | 11        | 1              | 1   |
|  |                         | 意見・要望 | 57    | 50        | 7        | 7         | 0              | 0   |
| 平成24年度 行政監査<br>(土地及び建物の運用・管理について)                          | 平成24.9.18<br>～平成25.1.31 | 指摘    | 57    | 50        | 7        | 7         | 0              | 0   |
|  |                         | 意見・要望 | 17    | 8         | 9        | 9         | 0              | 0   |
| 平成24年度 各会計歳入歳出決算審査   | 平成25.7.16<br>～平成25.9.3  | 指摘    | 17    | 13        | 4        | 3         | 0              | 0   |
|  |                         | 意見・要望 | 16    | 13        | 3        | 3         | 0              | 0   |
| 平成25年度 定例監査<br>(平成24年度執行分)                                 | 平成25.1.7<br>～平成25.9.3   | 指摘    | 16    | 13        | 3        | 3         | 0              | 0   |
|  |                         | 意見・要望 | 91    | 66        | 25       | 25        | 0              | 0   |
| 平成25年度 工事監査  | 平成25.1.16<br>～平成26.1.16 | 指摘    | 91    | 66        | 25       | 25        | 0              | 0   |
|  |                         | 意見・要望 | 25    | —         | —        | —         | —              | —   |
| 平成25年度 財政援助団体等監査   | 平成25.9.17<br>～平成26.1.30 | 指摘    | 25    | —         | —        | —         | —              | —   |
|  |                         | 意見・要望 | 60    | —         | —        | —         | —              | —   |
| 平成25年度 行政監査<br>(東京都における災害対策<br>(被災直後における組織体制の<br>機能維持について) | 平成25.9.19<br>～平成26.1.30 | 指摘    | 60    | —         | —        | —         | —              | —   |
|  |                         | 意見・要望 | 15    | —         | —        | —         | —              | —   |
| 合 計  | 計                       | 指摘    | 15    | —         | —        | —         | —              | —   |
|  |                         | 意見・要望 | 581   | 404       | 137      | 137       | 40             | 1   |
|  |                         | 意見・要望 | 14    | 12        | 2        | 2         | 0              | 0   |
|  |                         | 計     | 595   | 416       | 138      | 138       | 41             | 1   |



第3 通知の内容

〔平成22年行政監査(債権管理について)〕

【指摘事項】

| 番号 | 対象局   | 事項                  | 監査結果の要約  | 講じた措置の概要   |
|----|-------|---------------------|--|--|
| 1  | 福祉保健局 | システムによる管理を適正に行うべきもの | 局は、東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和37年条例第121号)に基づき、保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する学校又は養成所において、看護に関する専門知識を習得しようとする者のうち、将来、都の区域内において看護業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与している。貸与金の返還に係る管理について、局は、東京都看護師等修学資金貸与事務システム(以下「修学資金システム」という。)を利用している。貸与金の返還の収入は、税外収入徴収簿により管理しなければならないことから、税外収入徴収簿として位置付けられた修学資金システムは、データの正確性を保持していなければならない。しかしながら、修学資金システムについて見たところ、システムの処理履歴を保存しているものの、データの変更状況を検証する仕組みとなっていないことから、データの正確性を担保できるものとなっていない。税外収入徴収簿は、収入未済管理を行うためのものであり、変更状況を検証する仕組みとなっていない修学資金システムで管理していることは、適正でない。 | 局は、平成25年10月15日付けでシステム再構築委託を締結した。本委託により、決まった時点における集計等が行える機能を装備した。<br>また、事務処理の履歴を残すことにより、変更状況を検証できるようにした。<br>再構築後のシステムは、平成26年4月に本稼働した。 |

| 番号 | 対象局 | 事項                        | 監査結果の要約  | 講じた措置の概要   |
|----|-----|---------------------------|--|--|
| 2  | 建設局 | 滞納整理事務を公平かつ効果的、効率的に行うべきもの | 滞納整理について、債権管理を滞納管理システムにより行っており、また、滞納整理について、平成20年度から「滞納管理高額滞納者納付指導マニュアル」を策定し、これに基づき行っている。このマニュアルでは、<br>① 滞納期間5年までの滞納額合計が5万円以上の滞納者(以下「高額滞納者」という。)を抽出し、電話、文書等による納付指導を行うこと<br>② 指定期限までの納付交渉、納付計画の徴取等の納付指導手順<br>③ 交渉経過の記録、納付指導記録の作成などを定めている。<br>ところで、この滞納整理事務について見たところ、次のとおり適切でない事項が認められた。<br>ア 滞納整理の対象<br>局は、滞納額合計が5万円に満たない滞納者については、滞納者個別の納付指導・交渉等の滞納整理を行っておらず、公平な取扱いとなっていない。<br>イ 台帳の整備・管理<br>局は、滞納管理システムで管理しているデータをもって、債権管理台帳としているが、債務者の氏名、住所、債権額、債権の発生、施設の使用状況及び管理料収納状況等は記載されていないもの、納入通知書の発行、督促状・催告書の発行、交渉経緯等、債権の徴収に係る履歴が記載されていない。<br>ウ 督促<br>滞納管理料については、例年、6月に調定、7月末日納期限であるが、督促状は、9月中旬に発行、その納期限は1か月後となっており、東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例(昭和39年東京都条例第135号)第2条に定められた、納期限経過後20日以内の督促状発行及び15日以内の納期限指定となっていない。 | ア 滞納整理の対象<br>平成24年12月に「滞納管理料納付指導の手引き(平成24年度版)」を改正し、新たに5万円未満の滞納者についても、平成25年1月から、電話による納付指導を行った。<br>イ 台帳の整備・管理<br>東京都滞納管理システムの再構築において、納入通知書の発行、督促状・催告書の発行、交渉経緯等、債権の徴収に係る履歴等、必要事項を盛り込んだ債権管理台帳を整備するよう平成23年度に設計し、平成24年度に構築を行った。<br>ウ 督促<br>納付期限後から督促状発送までの所要日数について大幅な見直しを行い、平成25年3月に「滞納管理事務の手引き(平成24年度版)」を改正の上、可能な最短期間で処理を行うこととした。<br>エ 催告<br>平成24年12月に「滞納管理料納付指導の手引き(平成24年度版)」を改正し、平成25年1月から、5万円未満の滞納者に対しても、電話による催告を実施した。<br>さらに、平成25年3月に「滞納管理事務の手引き(平成24年度版)」を改正の上、平成25年度からは、催告書の発布時期を3月から前倒しして1月に行うこととした。 |